

【検討目的】

現在、消防法に基づく蓄電池設備の規制は、「対象火気省令(※)」により、電気容量が4,800Ah(アンペア・アワー)・セル以上の蓄電池を対象としているが、蓄電池の種別によって電圧に差があることから、同じ電気容量の蓄電池設備でも、その種別によって電力量(kWh(キロワット・アワー))に差が生じている。

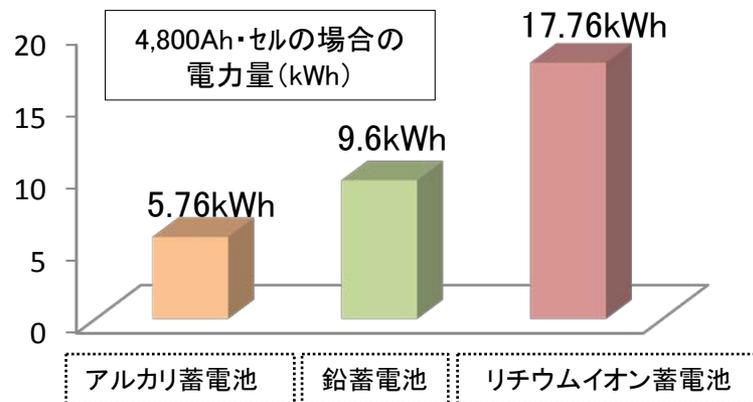
このため、蓄電池の種別ごとの火災危険性を検証した上で、蓄電池設備の規制単位を電力量に見直すことの是非について検討を行うことを目的として、昨年度、「対象火気設備等技術基準検討部会」を開催し、平成27年3月に報告書を取りまとめたが(参考資料1-1参照)、今年度も引き続き以下の点について検討を行う必要があるとされたことから、本検討部会を開催し、必要な検討を行うこととする。

- ①アルカリ蓄電池設備に関する規制単位の検討
- ②鉛蓄電池設備の出火危険に対する具体的な対策の検討

※対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令
(平成十四年三月六日総務省令第二十四号)

電池種別	Ah・セル	電圧	電力量(kWh)
アルカリ蓄電池※	4800	1.2	5.76
鉛蓄電池		2	9.6
リチウムイオン蓄電池		3.7	17.76

※アルカリ蓄電池: 電解液にアルカリ性水溶液を使用した蓄電池
ニッケル・水素蓄電池、ニッケル・カドミウム蓄電池がこれに該当

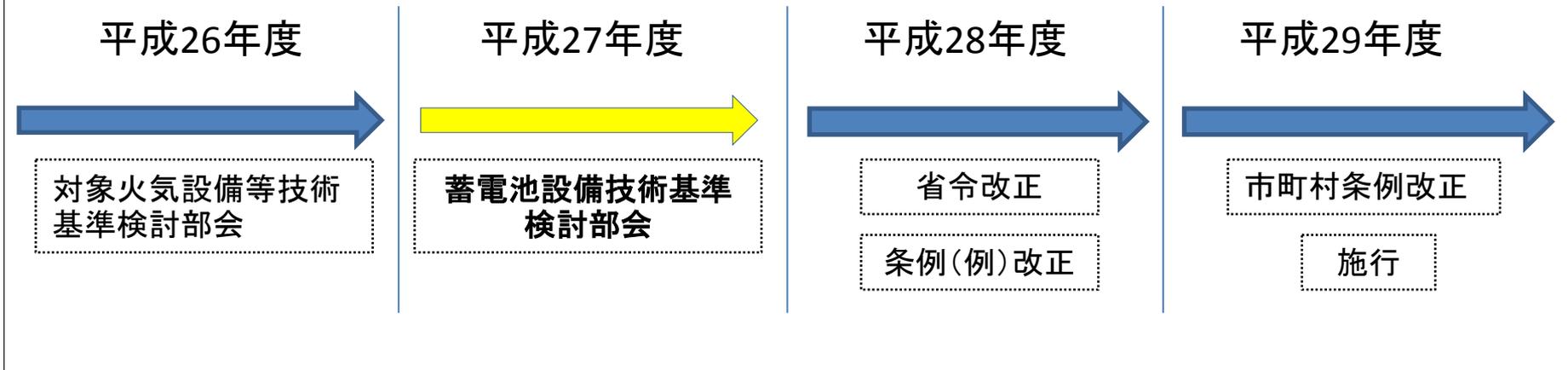


(参考)「規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)」(抜粋)

ニッケル・水素蓄電池に係る蓄電システムの設置に関して、規制対象を規定する単位をAh・セルからkWhへ変更することの適否について、消防法の省令に定める蓄電池設備の規制の見直しを含め検討し、結論を得る。【平成27年度検討、平成27年度を目処に結論】

スケジュール(案)

【全体のスケジュール(案)】



【今年度のスケジュール(案)】

